

令和5年11月27日招集

令和5年 第11回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和5年第11回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和5年第11回東根市農業委員会定例総会を東根市役所401・402会議室に招集した。

1. 令和5年11月27日（月） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（16名）

1番 大江 正好	2番 本田 勝彦	3番 門脇 功
4番 東海 林光輝	6番 寒河江 一浩	7番 庄子 裕絵
8番 高岡 貞雄	9番 仲野 孝藏	10番 石山 一穂
11番 吉田 好春	12番 岡田 邦弘	13番 栗原 洋幸
14番 阿部 昇	15番 大内 恒一	17番 岡田 和敏
18番 瀬野 幸太郎	19番 菅原 繁治	

1. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報第15号 農地の転用の制限の例外確認申請について
- 第5 報第16号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第6 議第51号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第7 議第52号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第8 議第53号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第9 議第54号 農用地利用集積計画について
- 第10 議第55号 贈与税等の納税猶予に関する適格証明について

- 第11 農地あっせん委員会の報告
- 第12 農地転用委員会の報告
- 第13 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	岡田 正樹	農政主査兼係長	松岡 義朗
農地係長	後藤 美智子	主任	杉浦 ひとみ

1. 議 長 農業委員会会長 菅 原 繁 治

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和5年第11回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、5番 高岡茂雄委員であります。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

4番 東海林光輝委員、6番 寒河江一浩委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定でありますがお諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第10回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第15号農地の転用の制限の例外確認申請についてから、日程第10、議第55号贈与税等の納税猶予に関する適格証明についてまでの、2報告と5案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。岡田事務局長。

【岡田事務局長】

それでは、令和5年、第11回東根市農業委員会定例総会、議案書に基づき、その内容について、ご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地の転用の制限の例外確認申請は1件です。

報第15号 農地の転用の制限の例外確認申請について

別紙、土地に係る農地の転用の制限の例外確認についての申請があったので、農地法第4条第1項第8号の規定により県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地の転用の制限の例外確認申請関係

受付番号3番、申請者住所氏名：東根市大字蟹沢●●●●●、●●●●●。転用しようとする土地の表示、土地の所在：大字蟹沢字土手脇●●●●●、地目：田、面積：783 m²の内102.09 m²、土地の所有者：●●●●●、転用の理由：農機具用倉庫を設置する、所要面積：農機具用倉庫 102.09 m²。3頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は、10件であります。

報第16号 農地賃貸借契約の合意解約について

農地法第18条第6項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。4頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係

受付番号60番、土地の所在：大字東根元東根字日塔●●●●●、地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：1,311 m²。賃貸人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●●●、●●●●●。賃借人住所氏名：東根市三日町三丁目●●●●●、●●●●●。解約後の利用 自己保全。であります。

以下、受付番号61番から5頁の受付番号69番までの9申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。6頁をお開き下さい。

今月の農地法第3条の許可申請は、15件です。

議第51号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。7頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、所有権移転です。

受付番号93番 土地の所在：中央東二丁目●●●●●、地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：502 m²。譲渡人住所氏名：東根市中央東三丁目●●●●● ●●●●●、天童市東久野本一丁目●●●●●、保佐人 ●●●●●。事由：労力不足 経営面積：7 a。譲受人住所氏名：東根市中央東二丁目●●●●● ●●●●●。事由：経営規模拡大 経営面積：71 aであります。

以下、受付番号94番から8頁の受付番号103番までの10申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。9頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定です。

受付番号104番 土地の所在：大字野川字向原●●●●●、地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：1,398 m²。貸人住所氏名：東根市大字野川●●●●● ●●●●●。事由：労力不

足 経営面積：42 a。借人住所氏名：東根市大字野田●●●● ●●●●。事由：経営規模拡大 経営面積：77 a であります。

以下、受付番号 105 番から 107 番までの 3 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 3 条総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。10 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 4 条の許可申請は、3 件です。

議第 52 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

農地法第 4 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。11 頁をお開き下さい。

農地法第 4 条第 1 項の規定による、許可申請関係

受付番号 5 番 土地の所在：宮崎三丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：1,026 m²。申請人住所氏名：東根市宮崎一丁目●●●● ●●●●。職業：無職 転用後の主要目的：長屋住宅、駐車場、駐輪場、物置、LPG 庫、ゴミストッカー、通路他で、所要面積計が 1,026 m²であります。

以下、受付番号 6 番、7 番の 2 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 4 条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。12 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 5 条の許可申請は、4 件です。

議第 53 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

農地法第 5 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。13 頁をお開き下さい。

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請関係

受付番号 54 番 土地の所在：中央東一丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：1,925 m²。譲渡人住所氏名：東根市本丸南一丁目●●●● ●●●● 職業：農業
譲受人住所氏名：尾花沢市大字芦沢 1207 番地、株式会社はながさ建設 代表取締役 大山博 職業：建設業。転用後の主要目的：建築条件付売買予定地、通路、ゴミステーション
所要面積計 3,806.89 m²。備考として、所有権移転、併用地有、実測面積があります。

以下、受付番号 55 番から 14 頁の受付番号 57 番までの 3 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 5 条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。15 頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、例外確認申請、農地法第4条及び第5条の申請箇所を示す位置図でありますので、参考にしていただきたいと思います。16頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、22計画です。

議第54号 農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。17頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転です。

受付番号53番 土地の所在：大字若木字若木●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：5,773㎡。売人住所氏名：東根市板垣大通り●●●● ●●●●。買人住所氏名：東根市大字野川●●●● ●●●●。利用目的：樹園地として利用、移転時期：令和5年11月27日、対価、総額：8,000,000円、支払い方法：口座、支払期限：令和5年12月12日、引き渡し時期：令和5年12月13日、買人の耕作面積は128aであります。

以下、受付番号54番から18頁の受付番号61番までの8申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。19頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定です。

受付番号226番 土地の所在：大字東根元東根字白金●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：2,617㎡他1筆。貸人住所氏名：東根市大字長瀬●●●● ●●●●。借人住所氏名：東根市大字蟹沢80番地1、株式会社 稲2015 代表取締役 鈴木亮吉。種類：賃貸借権設定、利用目的：水田として利用、始期：令和5年11月27日、終期：令和15年11月26日、賃借料：10aあたり11,000円 10年新規、借人の耕作面積は4,780aであります。

以下、受付番号227番から20頁の受付番号238番までの12申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。21頁をお開き下さい。

今月の贈与税等の納税猶予に関する適格証明案件は、1件です。

議第55号 贈与税等の納税猶予に関する適格証明について

別紙、贈与税等の納税猶予に関する適格証明について、平成元年3月30日付け、元構改B第156号農林水産省構造改善局長通知「農地関係事務処理の迅速化及び適正化等について」第3（1）の規定により、本会の議決を求めるものであります。22頁をお開き下さい。

贈与税等の納税猶予に関する適格証明該当者。

番号1 住所：東根市大字泉郷●●●●、世帯コード：●●●●、受贈者：●●●●、
贈与者：●●●● 備考：贈与 であります。

以上で、報告案件2件と、議案5件の説明を終わります。よろしくご審議くださいます
よう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第11、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。
3番、門脇功農地あっせん委員会委員長。

【3番門脇功農地あっせん委員会委員長】

はい、3番門脇です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を11月20日に開催しましたので、その会議の結果について報告い
たします。

このたび、提案されました議題は、農地法第3条による所有権移転の許可申請11件、賃
貸借権設定の許可申請4件、贈与税等の納税猶予に関する適格証明について1件、合計16
件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る11月16日実施の、事務局による現地
調査、さらに、提案された関係地区の、農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎
重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが

受付番号93番から101番及び103番の申請事由は、経営規模拡大となります。

受付番号102番の申請事由は、新規就農となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが

受付番号104番から107番の申請事由は経営規模拡大となります。

なお、今月開催されました委員会において、新規就農として●●●●氏への聴取も行わ
れ、協議の結果、この度の農地法第3条申請については許可する事と致しました。

いずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみ
ても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべてみたしてお
ります。

次に、贈与税等の納税猶予に関する適格証明についてですが、周辺農地に影響を及ぼす
ことなく耕作しており、適切に管理されていることを確認したところです。

以上のことから、今月の案件は、すべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみ
ております。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、日程第 12、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

1 番、大江正好農地転用委員会委員長。

【1 番大江正好農地転用委員会委員長】

はい、1 番大江です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を 11 月 20 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第 4 条による許可申請 3 件、農地法第 5 条による許可申請 4 件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る 11 月 16 日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、農地法第 4 条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、受付番号 5 番及び 6 番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、長屋住宅を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第 2 の 1 の (1) のエの (ア) b (c)」に該当

受付番号 7 番については、第一種及び第三種農地のいずれの要件にも該当しないため、第二種農地となりますが、車庫を整備するものであります。

農地区分(第二種農地)「第二の一の(一)のカの(ア)」に該当

立地基準(第二種農地)「第二の一の(一)のカの(イ)」に該当

次に、農地法第 5 条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、受付番号 54 番については、宅地化が見込まれる区域内にある農地の区域で、東根市役所を中心とする半径 500m から最大 1 km までの区域内宅地率が、40% となる区域内にある農地であることから、第二種農地となりますが、建築条件付売買予定地を整備するものであります。

農地区分(第二種農地)「第二の一の(一)のオの(ア) a (b)」に該当

立地基準(第二種農地)「第二の一の(一)のオの(イ) b」に該当

受付番号 55 番から 57 番については、農地の規模が 10ha 以上の区域にあるため第一種農地となりますが、55 番は集落に接続して農家住宅、56 番は集落に接続して一般住宅、57 番は既存施設の敷地面積の二分の一を超えない範囲で通路兼雪捨場を整備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第 2 の 1 の (2) のイの(ア) a」に該当

立地基準(第一種農地)「第 2 の 1 の (1) のイの(イ) c (e)」に該当

立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ)e(e)」に該当
以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付す
ることの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。何かご質問ありませんか。

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第13、地区委員会の開会及び報告についてであります。お諮りいたします。

ただいまから、15分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について
報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

なお、議第53号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、9番仲野孝蔵委
員が、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与に関する制限に該当します。
したがって、この議事に参与することが出来ないことをご了承願います。

それでは15分をめぐりに、地区委員会の開会をお願いいたします。ここで、暫時休憩いた
します。

(地区委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を
求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【8番 高岡貞雄委員】

8番高岡です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第51号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、
労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみまし

た。

議第 52 号及び 53 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 54 号については、水田及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【4 番 東海林光輝委員】

4 番東海林です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 51 号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 54 号については、水田及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 55 号については、農地あっせん委員会の報告と同様、農地を耕作・管理しており証明要件を満たしていると認め、承認することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

【10 番 石山一穂委員】

10 番石山です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 51 号については、経営規模拡大及び新規就農によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 52 号及び 53 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 54 号については、水田、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従

事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

これを持ちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

報第 15 号、農地の転用の制限の例外確認申請について、及び、報第 16 号、農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは、始めに、議第 51 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 52 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、採決いたします。

お諮りいたします。

議第 51 号から議第 52 号について、農地あっせん委員会、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可すること、許可相当との意見を付することに賛成の方の挙手を求めます

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 51 号から議第 52 号については、許可すること、許可相当との意見を付することに決しました。

次に、議第 53 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、採決いたしますが、その前に、9 番仲野孝蔵委員に申し上げます。あなたは、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間、退席願います。

お諮りいたします。

議第 53 号について、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可相当との意見を付することに賛成の方の挙手を求めます

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 53 号については、許可相当との意見を付することに決しました。

9 番仲野孝蔵委員の復籍を求めます。

9 番仲野孝蔵委員に申し上げます。

ただいま、議第 53 号については、許可相当との意見を付することに決しましたので報告いたします。

次に、議第 54 号、農用地利用集積計画について、議第 55 号、贈与税等の納税猶予に関する適格証明について、以上 2 案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議第 54 号から議第 55 号について、農地あっせん委員会、及び地区委員会の審議のとおり、決定すること、及び、承認することに賛成の方の挙手を求めます

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 54 号から議第 55 号については、決定すること、及び、承認することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和 5 年第 11 回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。
ご苦勞様でした。

午前 10 時 38 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員